

令和7年3月

六戸町農業委員会総会議事録

期 日 令和7年3月10日

場 所 六戸町役場2階大会議室

## 六戸町農業委員会総会

- 1 場 所 六戸町役場 2 階大会議室
- 2 開会日時 令和 7 年 3 月 1 0 日 ( 月 ) 午後 4 時 0 0 分
- 3 閉会日時 令和 7 年 3 月 1 0 日 ( 月 ) 午後 4 時 5 0 分
- 4 出席委員 ( 1 3 名 )

1 番 金 洵 亘 委員	2 番 母良田 昭 委員
3 番 砂 渡 精 一 委員	4 番 坂 岡 正 晴 委員
5 番 沖 沢 恵美子 委員	6 番 下 田 利 昭 委員
7 番 松 嶋 清 治 委員	8 番 田 中 勝 彦 委員
1 0 番 田 中 裕 紀 委員	1 2 番 斎 藤 正 委員
1 3 番 目 時 隆 幸 委員	1 4 番 新 山 秀 男 委員
1 5 番 田 中 誠 委員	
- 5 欠席委員 ( 1 名 )

9 番 金 沢 幸 弘 委員
- 6 会議に付した案件  
町議案  
報告第 39 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について  
報告第 40 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について  
報告第 41 号 農地の転用事実に関する照会について  
報告第 42 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定について  
議案第 27 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について  
議案第 28 号 六戸町農用地利用集積計画 ( 案 ) について  
議案第 29 号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画 ( 案 ) について  
議案第 30 号 特定農地貸付け承認について  
議案第 31 号 令和 7 年度農作業労働賃金等標準額及び農地賃貸借料情報について  
  
県議案  
  
議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 7 会議録署名委員  
8 番 田 中 勝 彦 委員 1 0 番 田 中 裕 紀 委員
- 8 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 佐藤 一也      事務局次長 金 洸 秀 一  
事務局主査 川 村 徹 朗

## 9 書 記

事務局主査 川 村 徹 朗

### 【 開会 午後4時00分 】

事務局 定刻となりましたので、これより令和7年2月28日告示招集いたしました令和7年3月六戸町農業委員会総会を開催いたします。

起立願います。

よろしくお願ひします。

着席願います。

それでは、六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておりますので、総会が成立することを報告します。

会長より挨拶をお願いします。

会 長 挨拶（省略）

事務局 業務報告及び業務計画について、佐藤局長より説明いたします。

事務局長 資料に基づき業務報告（省略）

事務局 3月5日に開催された「和6年度（第20回）女性の農業委員会活動推進シンポジウム」に5番 沖沢 恵美子 委員と山本 ヒデ 推進委員が参加してきましたので、そのことについて報告して頂きます。

5番 沖沢委員 令和7年3月5日に東京都千代田区「砂防会館」で開催された令和6年度（第20回）女性の農業委員会活動推進シンポジウムに参加してきました。

「地域計画の実行に向けて」という題目で、山形県農村づくりプロデューサー高橋信博氏より基調講演がありました。事例報告で「地域計画の実現目指して 最小人数の事務局を救うのは委員！委員連携活動記録簿～」について発表がありました。農業委員・最適化推進委員は地域農業の牽引者であり、委員が動けば地域の農業は変えられること、これから10年間の取り組みが重要となってくること、地域計画について農業委員、最適化推進委員は地域の話し合いをスムーズに行うための補助を行う役割を担っており、女性委員の目線から農業者の間に入り話をすることの重要性を学びました。その後、女性委員のための

農業者年金セミナーが開催され、「農業者年金制度と加入推進」について研修を受け、加入推進に関する活動事例報告で茨城県八千代町農業委員会 会長 小竹 節氏より発表がありました。農業委員、最適化推進委員としての役割認識及び女性登用の重要性を再認識できました。終了後、都内に宿泊し、翌日 6 日に帰宅しました。

事務局 六戸町農業委員会会議規則第 8 条により会長が総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしくをお願いします。

議長 出席委員は定数に達していますので、総会は成立いたしました。  
只今より、令和 7 年 2 月 28 日告示招集されました令和 7 年 3 月六戸町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の欠席委員は、9 番 金沢 幸弘 委員です。

議長 これより本日の会議を開きます。  
次に、議事録署名委員の指名を行います。  
お諮りします。  
議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議長 ご異議なしと認め、議長より指名いたします。  
8 番 田 中 勝 彦 委員、10 番 田 中 裕 紀 委員を指名します。  
参与には佐藤事務局長以下各職員、書記には川村主査を任命します。

次に、会期の決定を行います。お諮りします。総会の会期は本日 1 日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議長 ご異議なしと認め総会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。  
六戸町農業委員会会議規則第 11 条（法律第 24 条）の確認については、報告第 40 号で私が該当しますので発言権がありません。議案第 27 号で、14 番 新山 秀男 委員が該当しますので、議案審議前に退席することとなります。

それでは、町案件の審議に入ります。  
報告第 39 号について事務局から報告をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第39号「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」ご説明いたします。  
農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告するものであります。  
(説明省略)

議長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議長 意見がないようですから、報告第39号を報告済みといたします。

次に報告第40号について事務局から報告をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第40号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」ご説明いたします。  
農地法施行令第22条第1項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。  
(説明省略)

議長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議長 意見がないようですから、報告第40号を報告済みといたします。

次に報告第41号について事務局から報告をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第41号「農地の転用事実に関する照会について」ご説明いたします。  
青森地方法務局十和田支局から別紙土地の転用事実に関する照会があったので、現地調査の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告するものであります。  
(説明省略)

議長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第41号を報告済みといたします。

次に報告第42号について事務局から報告をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第42号「令和7年度最適化活動の目標の設定について」ご説明いたします。  
別紙のとおり令和7年度最適化活動の目標を設定したので報告するものであります。  
(説明省略)

議 長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第42号を報告済みといたします。

議案審議前に、委員の皆さまが現地確認をしておりますので、その結果について代表の委員より報告をお願いします。

(4番 坂岡 正晴 委員説明)

代表委員による報告が終わりましたので議案審議に入ります。

議案第27号を上程する前に、14番 新山 秀男 委員が会議規則第11条に抵触しますので退席します。

議 長 議案第27号を上程いたします。  
事務局から提案理由の説明をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第27号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」ご説明いたします。  
農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。  
(説明省略)

議 長 事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。  
これより議案第27号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

ご異議なしと認めます。  
よって議案第27号は承認することに決定いたしました。

議案第27号の審議が終了しましたので、14番 新山 秀男 委員の入室を求めます。  
。

議 長 次に、議案第28号を上程いたします。  
事務局から提案理由の説明をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第28号「六戸町農用地利用集積計画（案）について」ご説明いたします。  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、六戸町農用地利用集積計画  
（案）を別紙のとおり作成したので、六戸町長に対して農用地利用集積計画を定めるよ  
う要請することの承認を求めるものであります。  
（説明省略）

議 長 事務局の説明が終わりましたので質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。  
これより議案第28号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第28号は承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第29号を上程いたします。  
事務局から提案理由の説明をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第29号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）について」  
ご説明いたします。  
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）の第18条第11項の  
規定により、農地中間管理機構に対して農用地利用集積等促進計画の作成を要請するこ  
との承認を求めるものであります。  
（説明省略）

議 長 事務局から説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。  
これより議案第29号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第29号は承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第30号を上程いたします。  
事務局から提案理由の説明をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第30号「特定農地貸付け承認について」ご説明いたします。  
六戸町長から、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項（特  
定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項）の規定に基づ

き、特定農地貸付けについて申請があったので、これを行うことの承認を求めるもの  
あります。

(説明省略)

議 長 事務局から説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。  
これより議案第30号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第30号は承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第31号を上程いたします。  
事務局から提案理由の説明をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第31号「令和7年度農作業労働賃金等標準額及び農地賃貸借料情報について」  
令和7年度農作業労働賃金等標準額及び農地賃借料情報について、別紙のとおり決定し  
公表するので承認を求めるものであります。  
(説明省略)

議 長 事務局から説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。  
これより議案第31号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第31号は承認することに決定いたしました。

次に、県 議案第7号を上程いたします。  
事務局から提案理由の説明をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 県議案第7号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」  
ご説明いたします。  
農地法第5条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、  
県知事に送付するため意見を求めるものであります。  
(説明省略)

議 長 事務局から説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。  
これより県議案第7号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって県議案第7号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長 以上をもちまして、六戸町農業委員会3月総会を閉会いたします。  
お疲れ様でした。

【 閉会 午後4時50分 】